

各省・自治区・直轄市・計画単列市財政庁（局）及び国家税務局、財政部駐各省・自治区・直轄市・計画単列市財政監察担当官弁事処、新疆生産建設兵団財務局 御中

再生資源増値税政策に関する財政部及び国家税務総局の通知

財税【2008】第 157 号

再生資源の回収利用を促進し、再生資源回収業界の健全且つ秩序ある発展を促し、資源を節約し、環境を保護し、税収の公平性及び税制を規範化するため、国务院の承認を得て、再生資源の回収と利用にかかる増値税政策を調整することを決定し、以下のとおり通知する。

一、「廃品・中古品回収経営業者が回収した廃品・中古品を販売した場合に増値税の徴収を免じる」及び「生産企業である増値税一般納税者が廃品・中古品回収経営業者から廃品・中古品を購入した場合、廃品・中古品回収経営業者が発行した税務機関官製の普通インボイスに明記された金額の 10%に照らして仕入税額を控除する」という政策を廃止する。

二、事業者及び個人が再生資源を販売する場合、『中華人民共和国増値税暫定条例』（以下「増値税条例」という。）『中華人民共和国増値税暫定条例実施細則』ならびに財政部及び国家税務総局の関連規定に基づいて増値税を納付しなければならない。但し、個人（個人事業者を含まない。）が自ら使用した廃品・中古品を販売する場合には、増値税を免じる。増値税一般納税者が再生資源を購入した場合、増値税条例及びその細則に規定される取得済みの税控除証憑を証憑として仕入税額を控除しなければならず、従来の「廃品・中古品」の表示のある専用インボイスは使用を停止し、今後においてこれを増値税の税控除証憑として仕入税額を控除することはしない。

三、2008 年 12 月 31 日までに、各地の主管税務機関は、偽造防止税制システムから「廃品・中古品事業者」の記録ファイル情報を抹消し、未発行の専用インボイスを企業から接收し、企業増値税専用インボイスの額面限度額及び最大購入数を改めて査定し、増値

税専用インボイスの発売活動を行う。

四、2010年未までに、条件に合致する増値税一般納税者が再生資源の販売により納付した増値税について、徴収した後に還付するという政策を実施する。

(一) 税還付政策を適用する納税者の範囲について

税還付政策を適用する増値税一般納税者は、以下の条件を満たさなければならない。

1. 『再生資源回収管理弁法』(商務部令2007年第8号)第7条及び第8条により関連部門に届出をしなければならないと規定されている場合において、関連規定に基づいて既に届出済みであること。
2. 固定の再生資源備蓄・整理・加工場所を有すること。
3. 金融機関により決算された再生資源の販売額が再生資源の販売額全額に占める割合が80%を下回らないこと。
4. 2007年1月1日から、『中華人民共和国反マネーロンダリング法』、『中華人民共和国環境保護法』、『中華人民共和国税収徴収管理法』、『中華人民共和国インボイス管理弁法』又は『再生資源回収管理弁法』に違反して刑事処罰を受けたか又は県レベル以上の工商、商務、環境保護、税務及び公安機関から相応の行政処分(警告及び罰金を除く。)を受けていないこと。

(二) 税還付の比例

税還付条件に合致する納税者が2009年に再生資源を販売することにより納付した増値税について、70%の比例に照らして納税者に還付する。2010年に再生資源を販売することにより納付した増値税について、50%の比例に照らして納税者に還付する。

(三) 納税者が税還付を申請する場合、関連する規定により関連資料を提出する以外、以下の書類を提出しなければならない。

1. 『再生資源回収管理弁法』第7条及び第8条により関連部門に届出をしなければならないと規定されている場合において、商務主管部門が交付した届出登記証明のコピー。
2. 再生資源備蓄・整理・加工場所の土地使用権証及び不動産財産権証又はその賃貸借契約のコピー。

3.金融機関により決算された再生資源の販売額及び再生資源販売額全額に関するデータ及び資料。納税者の商業秘密を保護するため、納税者に対し、納税者と顧客間の銀行取引の詳細な記録を提出することは要求せず、異議がある場合には、納税者組織の所在地などにて現場検証を行うことができる。

4.2007年1月1日から『中華人民共和国反マネーロンダリング法』、『中華人民共和国環境保護法』、『中華人民共和国税収徴収管理法』、『中華人民共和国インボイス管理弁法』又は『再生資源回収管理弁法』に違反して刑事処罰を受けていないこと、又は県級以上の工商、商務、環境保護、税務及び公安機関などから相応の行政処分（警告及び罰金を除く。）を受けていないことに関する書面による説明。

（四）税還付業務は、財政部が現地に駐在させている財政監察担当官弁事処ならびに初期的審査及び再審査に責任を負う財政部門より本通知及び関連規定に基づいて手続きを行う。

1.税還付の申請手続き期限について。（1）納税者は一般的に四半期ごとに税還付を申請し、申請する税還付金額が比較的大きい場合、月ごとに申請することもできる。具体的な期限は、財政部が現地に駐在させている財政監察担当官弁事処より確定する。（2）初期的審査を担当する財政機関は、税還付の申請を受けた日から10業務日以内に、再審を担当する財政機関及び終審を担当する財政機関に対して同時に初期的審査意見を提出する。（3）再審を担当する財政機関は、初期的審査意見を受け取った後5業務日以内に、終審を担当する財政機関に対して再審意見を提出しなければならない。（4）終審を担当する財政機構は、財政部が現地に駐在させている財政監察担当官弁事処であり、再審意見を受け取った後10業務日以内に終審を完了し、税還付に関する手続きを適切に行わなければならない。

2.初期的審査を担当する財政機関は、納税者が初めて税還付を申請した場合、初期的審査意見を提出する前に、関連する条件を満たしているか否かを確認するため、職員を派遣して実地検証をしなければならない。特別な理由により実地検証ができない場合、初期的審査意見を提出した後2ヶ月以内に職員を派遣して実地検証をしなければならず、

条件を満たさないことが判明した場合、再審を担当する財政機関又は終審を担当する財政機関に対して速やかに通知しなければならない。

3. 初期的審査及び再審を担当する財政機関は、定期的に（納税者から第一回の税還付申請を受けた日から少なくとも12ヶ月毎に一度）同級公安、商務、環境保護、税務部門及び人民銀行との間で、納税者の申告内容について確認し、その結果を踏まえ、申告と合致しない問題について、厳しく処理しなければならない。初回の税還付申請日前に問題が発生した場合、納税者が以前に詐取した還付税金について追徴しなければならず、『財政違法行為処罰処分条例』の関連規定に基づいて処罰し、当該納税者が本通知に規定される税還付政策を享受する資格を取消さなければならない。初回の税還付申請日以降に問題が発生した場合、その刑事処罰及び行政処罰の発効日から本通知に規定される税還付政策を享受する資格を取消さなければならない。

五、廃棄船舶の分解及び廃棄自動車の分解企業について、本通知の各規定を適用する。

六、本通知にいう再生資源とは、『再生資源回収管理弁法』（商務部令2007年第8号）第2条にいう再生資源を指し、即ち、社会生産及び生活消費の過程にて発生した、元々の使用価値の全て又は一部を既に喪失したが、回収、加工処理により、使用価値を再び獲得することができた各種廃棄物である。上に述べた加工処理とは、洗浄、選択及び整理など簡単な加工のみを指す。

七、各級国家税務機関は、財政、公安、商務、環境保護及び人民銀行などの部門との情報伝達を強化し、重点業界に対する納税評定を強化し、有効的な措置を講じて、再生資源の生産、回収経営、加工処理など各ステップにおける税収管理を強化し、脱税ルートを塞ぎ、増値税のチェーンメカニズムが正常に運行されることを保証しなければならない。

八、本通知は、2009年1月1日より執行する。『廃品・中古品回収経営業務に関する増値税政策に関する財政部国家税務総局の通知』（財税[2001]78号）、『廃品・中古品回収経営事業者及び廃品・中古品生産企業増値税の税収管理を強化することに関する国家税務総局の通知』（国税発[2004]60号）、『中国の再生資源開発会社による廃品・中古品の

回収経營業務における税収問題に関する国家税務総局の通知（国税函[2004]736号）『中国の再生資源開発会社による廃品・中古品回収経營業務に関する増値税の問題に関する国家税務総局の認可回答』（国税函[2006]1227号）『税関における輸入増値税専用課税書及び廃品・中古品インボイス管理の強化に関する国家税務総局の通知』（国税函[2004]128号）の廃品・中古品インボイス管理に関する規定、『廃品・中古品の増値税管理に関する国家税務総局の通知』（国税函[2005]544号）『廃品・中古品回収経営企業による増値税偽造防止税統制一機多票システムを使用して増値税専用インボイスを発行することに関する国家税務総局の通知』（国税発[2007]43号）は同日廃止する。

財政部、国家税務総局

2008年12月9日

